

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二〇五
- 計量器の定期検査を実施する件 二〇五
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件 二〇七
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二〇七
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 二〇七
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二〇七
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二〇六
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を公示する件 二〇六
- 平成二十九年三月二十四日付け定例第二千八百八十四号中 二〇九

告 示

福島県告示第二百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年四月四日から同年五月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年四月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
伊達郡桑折町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	五月九日 午前一〇時から 午前一二時まで	桑折町役場
同 郡国見町		同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	国見町観月台文化センター
同 郡川俣町		五月一〇日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	川俣町中央公民館
伊達市		五月一日 午前一〇時から 午前一一時まで 同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	ふるさとふれあいホール 伊達市役所霊山総合支所
		五月一二日	梁川中央交流館

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

右に掲げる市町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	五月一六日 午前一〇時から 午前一二時まで	午前一〇時から 午前一二時まで 午後三時三〇分まで	伊達ふれあいセンター
		五月一七日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで		保原市民センター
		五月一九日から六月一 九日まで（火曜日、木 曜日、土曜日及び日曜 日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分ま で 午後一時から 午後三時まで		福島県計量検定 所

（計量検定所）

福島県告示第三百一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があつた。

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者		認可申請年月日
		賃借権の設定等を受ける土地		
水野谷 幸一	白河市表郷番沢字御殿ヶ入二飛山二八	白河市白坂新石阿弥陀六七一ほか四筆	同	同日
齋藤 茂	白河市影鬼越二六	白河市影鬼越五六ほか三筆	同	同日
石井 拓	岩瀬郡天栄村大字柿之内字沖内二七	岩瀬郡鏡石町城ノ内三三ほか一筆	同	同日
小針 暢芳	須賀川市松塚字上城二六	須賀川市松塚字天神一七ほか一筆	同	同日
鈴木 幹夫	伊達市梁川町細谷字浅間下八一	伊達市梁川町細谷字宮田一〇七ほか二筆	同	同日
畑 實	伊達市保原町金原田字北原七五	伊達市保原町金原田字北原二〇二	同	同日
柳沼 正治	伊達市保原町柱田字中屋敷五六	伊達市保原町柱田字武士沢一一七	同	同日
佐藤 幹彦	福島市笹谷字塗谷地六三	福島市大笹生字吠内一四	同	同日
佐藤 騰	福島市飯坂町平野字海道端二一五	福島市大笹生字熊野前四八ほか十四筆	同	同日
佐藤 武治	福島市笹谷字中町四	福島市笹谷字東金屋二五ほか四筆	同	平成二十九年三月一〇日

た。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十九年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月四日

福島県知事 内堀雅雄

二 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

公告第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十九年四月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

公告第八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十九年四月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

公告第八十二号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二百七十四条の二第四項の規定により、平成二十九年四月において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(平成二十七年福島県告示第六百七十五号)に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

平成二十九年四月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 競争入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六号)第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項に規定する資格(以下単に「資格」という。)は、次に掲げるものとする。
 一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。
 二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。
 三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
 四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。
 第二 資格及びその有効期間
 資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から平成三十年三月三十一日までとする。
 第三 資格の喪失
 資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。
 第四 資格の審査の申請方法
 資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。
 第五 資格の審査の申請時期
 福島県の休日を除き、随時に受け付ける。
 第六 申請書の提出先
 資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先(県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課)に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四一五二一一七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三三八五四〇 福島県郡山市麓山二丁目一番一號	〇二四一九三五一一四七二
福島県南地方振興局出納室	九六一一〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八一一三一一六五四

福島県会津地方 振興局出納室	九六五―八五〇―一 町七番五号	福島県会津若松市追手	〇二四二―二九一 五四七二
福島県南会津地 方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 町田島字根小屋甲四二七七番地一	福島県南会津郡南会津	〇二四一―六二一 五三五二
福島県相双地方 振興局出納室	九七五―〇〇三二 錦町一丁目三〇番地	福島県南相馬市原町区	〇二四四―二六一 一三〇二
福島県いわき地 方振興局出納室	九七〇―八〇二六 本一五番地	福島県いわき市平字梅	〇二四六―二四一 六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第九 この公告に関する問い合わせ先
福島県出納局入札用度課

(入札用度課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十九年三月二十四日付け定例第二千八百八十四号中

一七四	七	平成29年 4月13日	平成29年 4月6日
-----	---	-------------	------------